

第64号議案

平成31年3月20日
任用給与課

東京都人事委員会規則の一部改正等について (任用関係、給与関係、勤務時間関係)

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則等については、別添1のとおり一部改正し、施行する。

また、下記Ⅱの東京都規則等の一部改正については申請（別添2）のとおり承認し、下記Ⅲの人事委員会承認事項の一部改正等については申請・協議（別添3）のとおり承認・同意する。

記

Ⅰ 東京都人事委員会規則等の一部改正（別添1）

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について
- 3 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

Ⅱ 東京都規則等の一部改正（別添2）

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 4 東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 5 東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 6 東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 7 警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 8 東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 9 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

- 10 一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
- 11 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）
- 12 東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正
- 13 地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 14 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 15 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 16 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 17 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 18 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 19 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 20 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

III 人事委員会承認事項の一部改正等（別添3）

- 1 平成30年度の昇任試験又は昇任選考に合格した職員が昇格する場合の号給の決定について<新設>（警視庁）
- 2 級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について（警視庁・東京消防庁）
- 3 昇給に関する基準について（知事外6任命権者）
- 4 昇給に関する基準について（警視庁・東京消防庁）
- 5 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 6 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外8任命権者）
- 7 オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて（全任命権者）【申請・協議】
- 8 企業の採用説明会及び面接試験等への出席に係る職員の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について<新設>（知事・教育委員会）【申請・協議】
- 9 一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について（知事外10任命権者）【申請・協議】

I 東京都人事委員会規則等の一部改正

1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

給与条例の改正及び組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
文 言 整 備 第9条第1号(2) 第10条第1項第3号 第20条第2項 第21条第2項 第21条の2 第34条 別表第8ロ	【公安職給料表の級統合に伴う文言整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「7級、8級及び9級」→「6級、7級及び8級」 ○ 「職務の級9級」→「職務の級8級」 ○ 「公安職給料表9級」→「公安職給料表8級」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「公安職給料表9級昇格時職務区分別号給表」 →「公安職給料表8級昇格時職務区分別号給表」
級別資格基準表 別表第2ハ	【公安職給料表の級統合に伴う規定整備】 公安職給料表の級別資格基準表を整備
昇格時号給対応表 別表第7ハ	【公安職給料表の級統合に伴う規定整備】 公安職給料表の昇格時号給対応表を整備
行政職給料表(一)5級昇格時職務区分別号給表 別表第8イ	【組織改正に伴う規定整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 新 設：東京都都民安全推進本部 東京都戦略政策情報推進本部 東京都住宅政策本部 ○ 廃 止：東京都青少年・治安対策本部
施 行 期 日 附則第1項	平成31年4月1日
経 過 措 置 附則第2項	公安職旧2級の職員を平成31年4月1日(施行日)に旧3級へ昇格させる場合の号給は、施行日の前日に昇格があったものとみなし、改正前の昇格時号給対応表を適用し得られる号給とする。

2 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正 について

公安職給料表の級統合等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
第 10 条 関係 (新たに職員となつた者の号給) 第 2 項	【公安職給料表の級統合に伴う文言整備】 「公安職給料表 9 級」 → 「公安職給料表 8 級」
第 21 条 関係 (降格の場合の号給) 第 1 号及び第 2 号	【公安職給料表の級統合に伴う規定整備】 ○ 給料表別の規定に整備 ・ 第 1 号 行政職給料表 (一) 5 級 ・ 第 2 号 公安職給料表 8 級
昇格時職務区分別 号給表関係 第 5 項	【初任給規則の改正に伴う文言整備】 「東京都青少年・治安対策本部の項」 → 「東京都都民安全推進本部の項」
別 表 第 1 初任給の加算限度号給表	【公安職給料表の級統合に伴う規定整備】 ○ 新 1 級の限度号給を設定 ○ 「3 級」 → 「2 級」
施 行 期 日	平成 31 年 4 月 1 日

3 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容
<p>島しょにおける退職者の旅費 第3条の2第2項 附則第3項</p>	<p>【地方公務員法の改正に伴う文言整備】 「第22条第2項」→「第22条の3第1項」 (施行期日) 平成32年4月1日 改正後の規定は、平成32年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行及び旧地方公務員法の規定に基づき臨時的に任用された職員であって任期が満了したことにより退職した者の同日以後に出発する旅行については、なお従前の例による。</p>
<p>行政職給料表(一)に相当する級の職務 別表第1ア及びイ 附則第2項</p>	<p>【公安職給料表の級統合に伴う文言整備】 1～9級→1～8級 (施行期日) 平成31年4月1日 改正後の規定は、平成31年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p>

II 東京都規則等の一部改正

1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

超過勤務命令の上限時間の設定に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容								
<p>超 過 勤 務</p> <p>第7条 第3項（新設）</p> <p>第4項（新設） 第5項（新設）</p>	<p>【超過勤務命令の上限】</p> <table border="1" data-bbox="550 510 1449 757"> <thead> <tr> <th>原則</th> <th>他律的業務の比重が高い職場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○月 45 時間以下 ○年 360 時間以下</td> <td>○月 100 時間未満 ○年 720 時間以下 ○2～6 か月平均 80 時間以下 ○月 45 時間超は年 6 か月まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>【他律的業務の比重が高い職場から原則の職場に異動した場合の上限】</p> <table border="1" data-bbox="550 840 1449 1124"> <thead> <tr> <th>異動日から異動日の月末まで (特定期間)</th> <th>特定期間の翌月から年末まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○月 100 時間未満 ○年 720 時間以下 ○2～6 か月平均 80 時間以下 ○月 45 時間超は年 6 か月まで</td> <td>○月 45 時間以下 ○年 720 時間以下 ○30 時間に当該期間の月数を乗じて得た時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>【超過勤務の上限時間の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特例業務（大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務）に従事する場合には、上限の時間を超えて超過勤務を命令することができる。 ○特例による超過勤務は必要最小限とし、職員の健康確保に対する最大限の配慮を行う。 ○特例による超過勤務を命じた年の翌年の上半期以内に、その要因の整理、分析及び検証を行うことが必要 	原則	他律的業務の比重が高い職場	○月 45 時間以下 ○年 360 時間以下	○月 100 時間未満 ○年 720 時間以下 ○2～6 か月平均 80 時間以下 ○月 45 時間超は年 6 か月まで	異動日から異動日の月末まで (特定期間)	特定期間の翌月から年末まで	○月 100 時間未満 ○年 720 時間以下 ○2～6 か月平均 80 時間以下 ○月 45 時間超は年 6 か月まで	○月 45 時間以下 ○年 720 時間以下 ○30 時間に当該期間の月数を乗じて得た時間
原則	他律的業務の比重が高い職場								
○月 45 時間以下 ○年 360 時間以下	○月 100 時間未満 ○年 720 時間以下 ○2～6 か月平均 80 時間以下 ○月 45 時間超は年 6 か月まで								
異動日から異動日の月末まで (特定期間)	特定期間の翌月から年末まで								
○月 100 時間未満 ○年 720 時間以下 ○2～6 か月平均 80 時間以下 ○月 45 時間超は年 6 か月まで	○月 45 時間以下 ○年 720 時間以下 ○30 時間に当該期間の月数を乗じて得た時間								
<p>施 行 期 日</p> <p>附則第1項</p>	<p>平成 31 年 4 月 1 日</p>								
<p>施 行 に 伴 う 措 置</p> <p>附則第2項</p>	<p>2～6 か月平均の超過勤務時間数の算定に当たっては、施行日以後の期間に限って算定</p>								

2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「II」の「1」と同様の改正を行う。

3 一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

超過勤務命令の上限時間の設定に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
超 過 勤 務 第 8 条	【超過勤務の上限等に対する措置の準用】 「第 7 条第 1 項」→「第 7 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで」
施 行 期 日 附 則	平成 31 年 4 月 1 日

4 東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

5 東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

6 東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

7 警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

8 東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

9 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「3」と同様の改正を行う。

10 一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
定 義 第2条第2号	【組織改正に伴う規定整備】 「青少年・治安対策本部長」 →「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」
施 行 期 日 附則	平成31年4月1日

11 給料の特別調整額に関する規程の一部改正

(知事)

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
別 表 第 1	【組織改正に伴う規定整備】 ○ 新 設：都民安全推進本部 戦略政策情報推進本部 住宅政策本部 ○ 廃 止：青少年・治安対策本部 ○ 削 除：都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室長
施 行 期 日 附則	平成31年4月1日

12 東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
別表第1	【オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部の新設に伴う改正】 「各部」 → 「各部及び対策本部」
施行期日 附則	平成31年4月1日

13 地域手当に関する規則の一部を改正する規則

被災地支援事務所に係る特例措置期間の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
本体附則第2項	<p>【特例措置期間の見直しに伴う改正】</p> <p>被災地支援事務所に関する特例措置期間について、これまでの状況と、今後の見通しを踏まえ、「当分の間」にする。</p> <p>(現行) 平成31年3月31日まで → (改正後) 当分の間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>(参考)</p> <p style="margin-left: 20px;">対象者：東日本大震災に係る被災地支援の業務に従事するため、異動により東京都の区域以外の地域（本則では支給対象外）に勤務する者</p> <p style="margin-left: 20px;">支給割合：100分の20</p> </div>
施行期日 附則	公布の日（平成31年3月29日予定）

14 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

平成30年の人事委員会勧告に伴う条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																								
<p>成 績 率 第3条の4第1項</p>	<p>【成績率の範囲の改正】</p> <p>平成31年6月以降の各支給期における支給月数の改正に伴い、成績率の上限と下限を改正</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考) 支給額 = 給与月額 × 期間率 × <u>成績率</u></p> </div> <p>○ 平成31年6月以降の成績率の範囲</p> <table border="1" data-bbox="472 685 1465 1491"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">成績率の範囲</th> <th rowspan="2">(参考：改正後) 条例に定める 支給割合</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定職</td> <td>0.9020 ~ 1.2299</td> <td>0.9240 ~ 1.2599</td> <td>1.025月</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>現行のとおり (0 ~ 1.80)</td> <td>0 ~ 1.80</td> <td>1.3月</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>0 ~ 1.95</td> <td>0 ~ 2.00</td> <td>1.2月</td> </tr> <tr> <td>課長代理級</td> <td>0.8900 ~ 1.55</td> <td>0.9345 ~ 1.65</td> <td rowspan="2">1.0月</td> </tr> <tr> <td>主任以下等</td> <td>0.9000 ~ 1.50</td> <td>0.9450 ~ 1.60</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">再 任 用</td> <td>指定職</td> <td>現行のとおり (0.4620 ~ 0.6299)</td> <td>現行のとおり (0.525月)</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>0.51175 ~ 0.85</td> <td>0.5340 ~ 0.85</td> </tr> <tr> <td>監督職</td> <td>0.42275 ~ 0.60</td> <td>0.4450 ~ 0.60</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>0.4275 ~ 0.55</td> <td>0.4500 ~ 0.60</td> </tr> </tbody> </table>				成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合	改正後	現行	指定職	0.9020 ~ 1.2299	0.9240 ~ 1.2599	1.025月	部長級	現行のとおり (0 ~ 1.80)	0 ~ 1.80	1.3月	課長級	0 ~ 1.95	0 ~ 2.00	1.2月	課長代理級	0.8900 ~ 1.55	0.9345 ~ 1.65	1.0月	主任以下等	0.9000 ~ 1.50	0.9450 ~ 1.60	再 任 用	指定職	現行のとおり (0.4620 ~ 0.6299)	現行のとおり (0.525月)	管理職	0.51175 ~ 0.85	0.5340 ~ 0.85	監督職	0.42275 ~ 0.60	0.4450 ~ 0.60	一般職	0.4275 ~ 0.55	0.4500 ~ 0.60
	成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合																																						
	改正後	現行																																							
指定職	0.9020 ~ 1.2299	0.9240 ~ 1.2599	1.025月																																						
部長級	現行のとおり (0 ~ 1.80)	0 ~ 1.80	1.3月																																						
課長級	0 ~ 1.95	0 ~ 2.00	1.2月																																						
課長代理級	0.8900 ~ 1.55	0.9345 ~ 1.65	1.0月																																						
主任以下等	0.9000 ~ 1.50	0.9450 ~ 1.60																																							
再 任 用	指定職	現行のとおり (0.4620 ~ 0.6299)	現行のとおり (0.525月)																																						
	管理職	0.51175 ~ 0.85	0.5340 ~ 0.85																																						
	監督職	0.42275 ~ 0.60	0.4450 ~ 0.60																																						
	一般職	0.4275 ~ 0.55	0.4500 ~ 0.60																																						
<p>施 行 期 日 附則</p>	<p>平成31年4月1日</p>																																								

15 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「14」と同様の改正を行う。

16 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
小笠原業務手当に関する規定の失効する日 本体附則第3項	【時限期間延長】 規定の失効する日を延長 平成31年3月31日 → 平成34年3月31日
危険現場等作業手当 別表 手当番号2	【組織改正に伴う規定整備】 ○ 「都市整備局総務部技術管理課」 → 「都市整備局総務部企画技術課」 ○ 「住宅政策本部都営住宅経営部技術管理課」を追加 【支給範囲の区分廃止】 築地市場における交通整理業務に係る手当（日額：100円）を廃止
と畜解体作業等業務手当 別表 手当番号5	【支給額の見直し】 と畜解体作業：日額 1,200円 → 1,300円
船員勤務手当 別表 手当番号7	【支給範囲及び支給額の見直し】 業務内容及び支給実態に即し、航行可能な範囲として海区を統合 ・支給範囲：内水、領海及び排他的経済水域並びに総務局長が定める海区 ・支給額：船長等 日額 2,610円 その他の船員 日額 2,230円
取締・折衝等業務手当 別表 手当番号8	【組織改正に伴う規定整備】 住宅改善の折衝業務：「都市整備局」 → 「住宅政策本部」
税務事務特別手当 別表 手当番号9	【支給範囲及び支給額の見直し】 ・支給範囲：主税局における賦課徴収業務に係る所属・業務別の手当区分を統合 ・支給額：日額 540円（調査・整理部門 640円） → 440円（特に困難と総務局長が定める業務 640円）
職業訓練指導員手当 別表 手当番号10	【支給範囲の見直し】 業務内容を学科及び実技の訓練業務に限定し、訓練生への生活指導、就職指導等を支給から除外

施行期日 附則第1項	平成31年4月1日 ただし、小笠原業務手当に関する改正規定は公布の日
経過措置 附則第2項	施行日前に従事した業務について施行日以後に支給する場合 → 従前の例による

17 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
小笠原業務手当に関する規定の失効する日 本体附則第3項	【時限期間延長】 規定の失効する日を延長 平成31年3月31日 → 平成34年3月31日
船員勤務手当 別表第1 手当番号5	【区分統合】 海域区分の統合
教員特殊業務手当 別表第1 手当番号13 別表第2 (4) 附則第3項	【手当額等の見直し】 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、部活動の指導を行った場合の支給要件を緩和し、手当額を引下げ ・支給要件の緩和 正規の勤務時間以外に <u>4時間以上</u> →正規の勤務時間以外に <u>3時間以上</u> ・手当額の引下げ 日額 4,000円 → 3,000円 【経過措置（平成34年3月31日まで）】 ・3時間以上4時間未満 3,000円 ・4時間以上 4,000円
施行期日 附則第1項	平成31年4月1日 ただし、小笠原業務手当に関する改正規定は公布の日
経過措置 附則第2項	施行日前に従事した業務について施行日以後に支給する場合 → 従前の例による

18 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「17」と同様の改正（教員特殊業務手当を除く。）を行う。

19 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
捜査等業務手当 別表 手当番号1(1)ア	【組織改正に伴う規定整備】 支給対象となる業務の移管により、支給範囲に「組織犯罪対策総務課」を追加 (施行期日)：平成31年4月1日
爆発物等処理手当 別表 手当番号9(2)ア	【引用法律の名称改正に伴う改正】 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」 →「放射性同位元素等の規制に関する法律」 (施行期日)：平成31年9月1日
死体処理手当 別表 手当番号11	【手当額の改正】 収容・運搬及び解剖立会いの手当額の見直し(検視・見分と同額に設定) ・腐乱等死体 1体 2,740円 → 3,200円 ・通常死体 1体 1,370円 → 1,600円 【支給上限人数の改正】 検視・見分及び解剖立会いに係る支給人数の見直し ・通常の場合 3人 → 4人 ・鑑識課の検視官が臨場する場合 4人 → 5人 (施行期日)：平成31年4月1日
深夜特殊業務手当 別表 手当番号12	【手当額の改正】 日額 700円 → 670円 (施行期日)：平成31年4月1日
小笠原業務手当 別表 手当番号24 本体附則第2項	【公安職給料表の級統合に伴う文言整備】 ・5級以上 → 4級以上 ・4級以下 → 3級以下 (施行期日)：平成31年4月1日 【時限期間延長】 規定の失効する日を延長 平成31年3月31日 → 平成34年3月31日 (施行期日)：公布の日
経過措置 附則第2項 附則第3項	○ 施行日前に従事した業務について施行日以後に支給する場合 → 従前の例による ○ 二暦日にわたる勤務にあっては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

20 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

法改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
出 動 手 当 別表 手当番号 1 (2)	【引用法律の名称改正に伴う改正】 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」 →「放射性同位元素等の規制に関する法律」
施 行 期 日 附則	平成 31 年 9 月 1 日

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正等

1 平成30年度の昇任試験又は昇任選考に合格した職員が昇格する場合の号給の決定について

＜新設＞（警視庁）

公安職の給料表の級統合に伴い、平成31年4月2日以降に巡査部長に昇任する場合の昇格時号給の決定の特例について定める。

項 目	内 容
1 申請理由	公安職給料表の級統合に伴い、平成30年度の巡査部長昇任試験・昇任選考合格者が平成31年4月2日以降に昇格する場合、制度改正前に昇格する場合より低い号給となる場合が生じることから、制度上の均衡を図る必要があるため
2 昇格する場合の号給の決定方法	制度改正がなかったものとした場合に改正前の規定を適用して得られる号給と、改正後の規定を適用して得られる号給とを比較し、改正後の方が低くなる場合は、制度改正がなかったものとした場合の号給に決定
3 適用年月日	平成31年4月1日

2 級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について

（警視庁）

公安職給料表の級統合に伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容
3 公安職給料表の適用を受ける職員の取扱い	<p>(1) 級統合後の昇格する職務の級と、級格付基準に基づき決定されていた職務の級とを対応させるための規定を整備</p> <p>(2) 平成30年度の巡査部長昇任試験・昇任選考に合格した者であって、平成31年3月31日に2級133号給であった者が同年4月2日以降に昇格する場合の号給は、2級92号給（制度改正前の直近上位の号給（3級92号給）と同一）とする。</p>
4 施行期日	平成31年4月1日

東京消防庁について、同様の改正を行う（3（2）の規定を除く。）。

3 昇給に関する基準について

(知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・東京海区漁業調整委員会)
昇給制度の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容
昇 給 の 決 定 第 4	【下位区分の昇給の見直し】 一般職層及び監督職層Ⅱについて、業績評価の昇給への反映を強化 下位Ⅰ（3号給） → （2号給） 下位Ⅱ（2号給） → （1号給）
附 則	平成31年4月1日から適用

4 昇給に関する基準について

(警視庁)
公安職給料表の級統合及び昇給制度の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容
昇 給 の 決 定 区 分 第 3	【公安職給料表の級統合に伴う文言整備】 公安職給料表の職層区分 1～9級職 → 1～8級職
昇 給 の 決 定 第 4	【下位区分の昇給の見直し】 ○ 一般職層及び監督職層について、人事評価の昇給への反映を強化 下位Ⅰ（3号給） → （2号給） 下位Ⅱ（2号給） → （1号給） ○ 下位区分となる場合の規定整備 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。
附 則	平成31年4月1日から適用

東京消防庁について、同様の改正を行う（下位区分となる場合の規定整備を除く。）。

5 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

平成30年の人事委員会勧告に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容																				
局長級職員の成績率の内容 第3	<p>【支給割合の改正に伴う規定整備】</p> <p>○ 平成31年6月以降に支給する勤勉手当</p> <p>・ 勤勉月数 1.05月（現行） → 1.025月</p> <p>（改正後）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>1.025超～1.2299月の範囲で支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>0.95325～1.025月の範囲で支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.902月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、1.025月</td> </tr> </tbody> </table> <p>（現行）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>1.05超～1.2599月の範囲で支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>0.9765～1.05月の範囲で支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.924月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、1.05月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※再任用については改正なし</p>	段階	成績率	上位	1.025超～1.2299月の範囲で支給の都度定める	中位	0.95325～1.025月の範囲で支給の都度定める	下位	0.902月	総務局長が別に定めるものの成績率は、1.025月		段階	成績率	上位	1.05超～1.2599月の範囲で支給の都度定める	中位	0.9765～1.05月の範囲で支給の都度定める	下位	0.924月	総務局長が別に定めるものの成績率は、1.05月	
段階	成績率																				
上位	1.025超～1.2299月の範囲で支給の都度定める																				
中位	0.95325～1.025月の範囲で支給の都度定める																				
下位	0.902月																				
総務局長が別に定めるものの成績率は、1.025月																					
段階	成績率																				
上位	1.05超～1.2599月の範囲で支給の都度定める																				
中位	0.9765～1.05月の範囲で支給の都度定める																				
下位	0.924月																				
総務局長が別に定めるものの成績率は、1.05月																					
文言整備 第7	<p>【文言整備】</p> <p>「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）」</p> <p>→ 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」</p>																				
附 則	平成31年6月に支給する勤勉手当から適用する。																				

6 成績率の運用に関する要綱の制定について

（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・東京海区漁業調整委員会）

平成30年の人事委員会勧告に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容
用語の定義 第3	<p>【組織改正に伴う規定整備】</p> <p>「青少年・治安対策本部長」</p> <p>→ 「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」</p>

**行（一）5級等職員
の成績率の内容**

第4

【支給割合の改正に伴う規定整備】

- 平成31年6月以降に支給する勤勉手当
(部長級)
- ・ 勤勉月数 1.35月(現行) → 1.3月

			改正後	現行
段階	評価	配分	成績率	成績率
最上位	5	10%	支給の都度定める (上限:1.80月)	支給の都度定める (上限:1.80月)
上位	4	20%		
中位	3	50%	<u>1.2090月</u>	1.2555月
下位	2	20%	<u>1.1440月</u>	1.1880月
最下位	1		0月	0月

**行（一）4級等職員
の成績率の内容**

第5

(課長級)

- ・ 勤勉月数 1.25月(現行) → 1.2月

			改正後	現行
段階	評価	配分	成績率	成績率
最上位	5	10%	支給の都度定める (上限:1.95月)	支給の都度定める (上限:2.00月)
上位	4	20%		
中位(A)	3	10%		
中位(B)		40%	<u>1.1280月</u>	1.1750月
下位	2	20%	<u>1.0680月</u>	1.1125月
最下位	1		0月	0月

**行政系課長代理等
職員の成績率の内容**

第6

(課長代理級)

- ・ 勤勉月数 1.05月(現行) → 1.0月

		改正後	現行
段階	配分	成績率	成績率
最上位	10%	支給の都度定める (上限:1.55月)	支給の都度定める (上限:1.65月)
上位	30%		
中位	60%	<u>0.9500月</u>	0.9975月
下位		<u>0.8900月</u>	0.9345月
対象外		<u>1.0000月</u>	1.0500月

<p>行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容</p> <p>第7</p>	<p>(主任級以下及び技能系)</p> <p>・ 勤勉月数 1.05 月 (現行) → 1.0 月</p> <table border="1" data-bbox="494 235 1433 562"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限：1.50月)</td> <td>支給の都度定める (上限：1.60月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.9600</u>月</td> <td>1.0080月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.9000</u>月</td> <td>0.9450月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>1.0000</u>月</td> <td>1.0500月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限：1.50月)	支給の都度定める (上限：1.60月)	中位	60%	<u>0.9600</u> 月	1.0080月	下位	<u>0.9000</u> 月	0.9450月	対象外		<u>1.0000</u> 月	1.0500月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限：1.50月)	支給の都度定める (上限：1.60月)																					
中位	60%	<u>0.9600</u> 月	1.0080月																					
下位		<u>0.9000</u> 月	0.9450月																					
対象外		<u>1.0000</u> 月	1.0500月																					
<p>再任用管理職員の成績率の内容</p> <p>第8</p>	<p>(再任用管理職員)</p> <p>・ 勤勉月数 0.6 月 (現行) → 0.575 月</p> <table border="1" data-bbox="494 705 1425 965"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> <td>支給の都度定める (上限：0.85月)</td> <td>支給の都度定める (上限：0.85月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">70%</td> <td><u>0.5405</u>月</td> <td>0.5640月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.51175</u>月</td> <td>0.5340月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	30%	支給の都度定める (上限：0.85月)	支給の都度定める (上限：0.85月)	中位	70%	<u>0.5405</u> 月	0.5640月	下位	<u>0.51175</u> 月	0.5340月				
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	30%	支給の都度定める (上限：0.85月)	支給の都度定める (上限：0.85月)																					
中位	70%	<u>0.5405</u> 月	0.5640月																					
下位		<u>0.51175</u> 月	0.5340月																					
<p>再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容</p> <p>第9</p>	<p>(再任用課長代理級)</p> <p>・ 勤勉月数 0.5 月 (現行) → 0.475 月</p> <table border="1" data-bbox="494 1126 1425 1426"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限：0.60月)</td> <td>支給の都度定める (上限：0.60月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.45125</u>月</td> <td>0.4750月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.42275</u>月</td> <td>0.4450月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.4750</u>月</td> <td>0.5000月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限：0.60月)	支給の都度定める (上限：0.60月)	中位	60%	<u>0.45125</u> 月	0.4750月	下位	<u>0.42275</u> 月	0.4450月	対象外		<u>0.4750</u> 月	0.5000月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限：0.60月)	支給の都度定める (上限：0.60月)																					
中位	60%	<u>0.45125</u> 月	0.4750月																					
下位		<u>0.42275</u> 月	0.4450月																					
対象外		<u>0.4750</u> 月	0.5000月																					
<p>再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容</p> <p>第10</p>	<p>(再任用主任級以下及び技能系)</p> <p>・ 勤勉月数 0.5 月 (現行) → 0.475 月</p> <table border="1" data-bbox="494 1579 1425 1879"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限：0.55月)</td> <td>支給の都度定める (上限：0.60月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.4560</u>月</td> <td>0.4800月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.4275</u>月</td> <td>0.4500月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.4750</u>月</td> <td>0.5000月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限：0.55月)	支給の都度定める (上限：0.60月)	中位	60%	<u>0.4560</u> 月	0.4800月	下位	<u>0.4275</u> 月	0.4500月	対象外		<u>0.4750</u> 月	0.5000月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限：0.55月)	支給の都度定める (上限：0.60月)																					
中位	60%	<u>0.4560</u> 月	0.4800月																					
下位		<u>0.4275</u> 月	0.4500月																					
対象外		<u>0.4750</u> 月	0.5000月																					
<p>附 則</p>	<p>平成 31 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。</p>																							

教育委員会、警視庁及び東京消防庁について、同様の改正を行う。

また、警視庁については、別表第4、別表第5、別表第8及び別表第9においては「Ⅲ」の「4」と同様に下位区分となる場合の規定整備を行う。

7 オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて

(知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・東京海区漁業調整委員会・警視庁・東京消防庁・交通局・水道局・下水道局) 【申請・協議】

オリンピック・パラリンピック等に選手等として参加する場合に職務専念義務の免除の対象となる職員の範囲を拡大する。

項 目	内 容																				
題 名 対 象 職 員 1 (1) 内 容 1 (2) 給与上の取扱い 2	【職務専念義務の免除の対象職員の拡大】 ○ 「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する…」 → 「オリンピック・パラリンピック等に選手等として参加する…」 ○ パラリンピックの日本代表選手、強化指定選手又は強化指定選手に準ずる選手の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者として競技団体から証明を受けた者を追加 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">内 容</th> <th rowspan="2">オリ・パラ本大会、予選大会に選手等として参加する場合</th> <th rowspan="2">JOC等から招集を受け、左記に密接に関連する強化合宿、大会等に選手等として参加する場合</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">現 行</td> <td style="text-align: center;">日本代表選手</td> <td style="text-align: center;">職免（有給）</td> <td style="text-align: center;">職免（無給）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">強化指定選手</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">職免（無給）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">強化指定選手に準ずる選手</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">職免（無給）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">追 加</td> <td style="text-align: center;"><u>上記のパラリンピック選手の指導者又は行動補助者</u></td> <td style="text-align: center;">職免（有給）</td> <td style="text-align: center;">職免（無給）</td> </tr> </tbody> </table>	内 容		オリ・パラ本大会、予選大会に選手等として参加する場合	JOC等から招集を受け、左記に密接に関連する強化合宿、大会等に選手等として参加する場合	対 象		現 行	日本代表選手	職免（有給）	職免（無給）	強化指定選手	—	職免（無給）	強化指定選手に準ずる選手	—	職免（無給）	追 加	<u>上記のパラリンピック選手の指導者又は行動補助者</u>	職免（有給）	職免（無給）
内 容		オリ・パラ本大会、予選大会に選手等として参加する場合	JOC等から招集を受け、左記に密接に関連する強化合宿、大会等に選手等として参加する場合																		
対 象																					
現 行	日本代表選手	職免（有給）	職免（無給）																		
	強化指定選手	—	職免（無給）																		
	強化指定選手に準ずる選手	—	職免（無給）																		
追 加	<u>上記のパラリンピック選手の指導者又は行動補助者</u>	職免（有給）	職免（無給）																		
一般職非常勤職員に関する取扱い 4	【文言整備】 一般職非常勤職員に関する取扱いは「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」に定めるとおり（職務専念義務・報酬減額ともに免除なし）であるため削除																				
適 用 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日																				

8 企業の採用説明会及び面接試験等への出席に係る職員の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について

<新設> (知事・教育委員会) 【申請・協議】

チャレンジ雇用の会計年度任用職員が企業面接等に参加する場合に、職務専念義務の免除について同意し、報酬の減額の免除について承認する。

項 目	内 容
対 象 職 員 1	チャレンジ雇用として設定された職に任用される会計年度任用職員 [参考] チャレンジ雇用 知的障害者等を、1年以内の期間を単位として各府省・各自治体において非常勤職員として任用し、1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度
内 容 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業等の採用説明会や面接試験等への出席に伴う必要最小限度の時間について職務専念義務及び報酬減額を免除 ○ 一年度につき5回以内
申 請 理 由 3	チャレンジ雇用制度の趣旨に基づき、当該制度に基づく職に任用されている者については、就職活動の一環として企業等の採用説明会や面接試験等への出席に要する時間について配慮することが適当であるため
適 用 年 月 日	平成 32 年 4 月 1 日

9 一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について

(知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・警視庁・東京消防庁・交通局・水道局・下水道局) 【申請・協議】

会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容																							
<p>職免承認事項における会計年度任用職員の取扱い</p> <p>別表 項番17</p>	<p>【会計年度任用職員の職務専念義務の免除】(警視・消防除く。)</p> <p>職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について、所定勤務日数に応じ、一年度に免除できる日数の上限を規定</p> <table border="1" data-bbox="541 580 1439 810"> <thead> <tr> <th colspan="3">所定勤務日数</th> <th rowspan="2">上限日数</th> </tr> <tr> <th>週</th> <th>月</th> <th>年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4日以上</td> <td>15日以上</td> <td>169日以上</td> <td>23日</td> </tr> <tr> <td>3日</td> <td>11～14日</td> <td>121～168日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>2日</td> <td>7～10日</td> <td>73～120日</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>4～6日</td> <td>48～72日</td> <td>2日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[参考]職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除</p> <p>基準 ①職員団体の規約に定める議決機関及び執行機関の運営 ②調査・研究・諮問等を行う専門的又は補助的な機関の運営 ③上部団体の規約に定める議決機関及び執行機関の運営で、必要不可欠なものとするもの</p> <p>期間 必要最小限の時間(一年度について日数上限の範囲内)</p> <p>報酬 報酬支給なし</p>	所定勤務日数			上限日数	週	月	年	4日以上	15日以上	169日以上	23日	3日	11～14日	121～168日	12日	2日	7～10日	73～120日	7日	1日	4～6日	48～72日	2日
所定勤務日数			上限日数																					
週	月	年																						
4日以上	15日以上	169日以上	23日																					
3日	11～14日	121～168日	12日																					
2日	7～10日	73～120日	7日																					
1日	4～6日	48～72日	2日																					
<p>文 言 整 備</p> <p>題名 1～4 別表 項番18</p>	<p>【文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「一般職非常勤職員」 → 「会計年度任用職員」 ○ 「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する…」 → 「オリンピック・パラリンピック等に選手等として参加する…」 																							
<p>適 用 年 月 日</p>	<p>平成 32 年 4 月 1 日</p> <p>ただし、別表項番 18 の改正については平成 31 年 4 月 1 日</p>																							

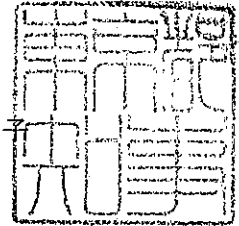


30 総人職第 1206 号
平成 31 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子



職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 20 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

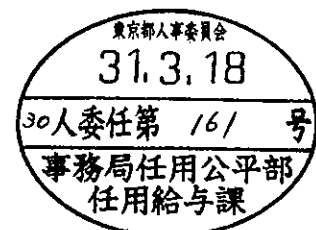
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 55 号）

2 改正の理由

超過勤務命令の上限時間の設定に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり



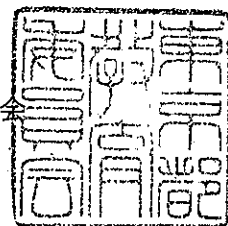


30教人勤第299号

平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）第21条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

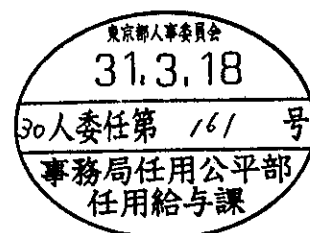
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都教育委員会規則第5号）

2 改正の理由

超過勤務命令の上限時間の設定に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

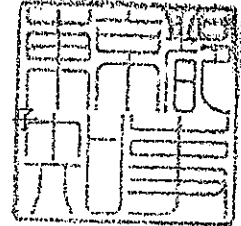




30 総人職第1207号
平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合



一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条第2項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

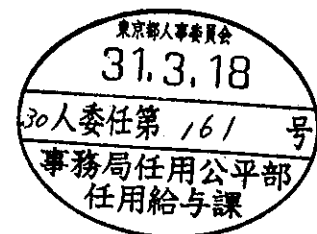
一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成27年東京都規則第4号）

2 改正の理由

超過勤務命令の上限時間の設定に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

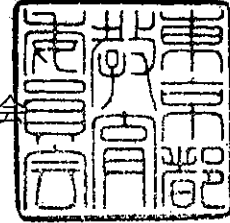




30教総総第2417号
平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

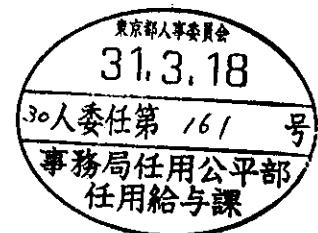


東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、
休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条第2項に基づ
き、承認方申請します。

記

- 1 改正する規則
東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成
27年東京都教育委員会規則第8号）
- 2 改正の理由
超過勤務命令の上限時間の設定に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文
別添のとおり

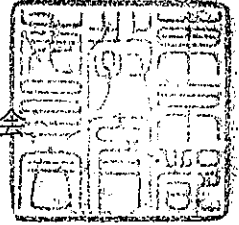




30 教人職第 3358 号
平成 31 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部を改正する規則の制定について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、
休日、休暇等に関する条例(平成 7 年東京都条例第 45 号)に基づき、承認方申請しま
す。

記

1 改正する規則

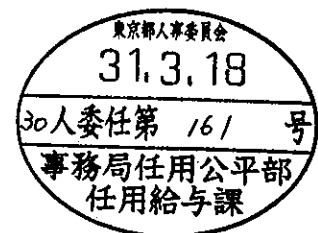
東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年
東京都教育委員会規則第 9 号）

2 改正の理由

超過勤務命令の上限時間設定に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

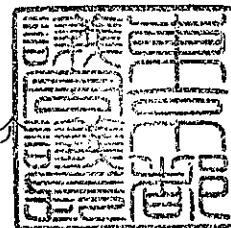




30議総第1130号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
尾崎 大



東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に
関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条第2項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

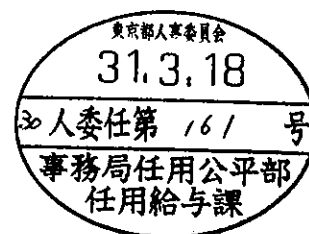
東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年東京都議
会議長訓令第5号）

2 改正の理由

超過勤務命令の上限時間の設定に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正案文

別添のとおり

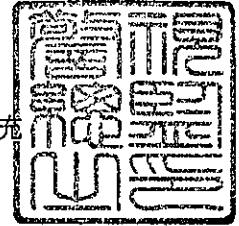




監.総.企.管第 1358 号
平成 31 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿

警視總監 三浦 正充

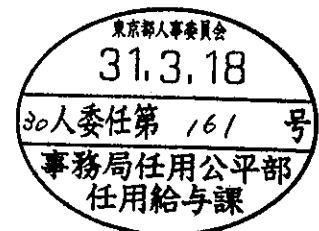


警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条第 2 項に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規程
警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年 3 月 30 日訓令甲第 17 号）
- 2 改正の理由
超過勤務命令の上限時間の設定に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文
別添のとおり





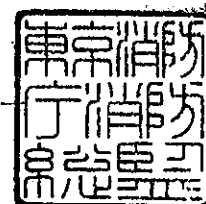
30人職第1406号

平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁

消防総監 村上 研一



東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条第2項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

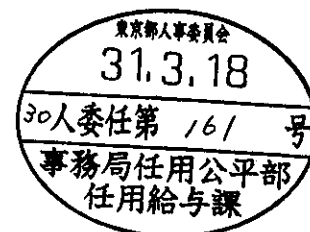
東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第16号）

2 改正の理由

超過勤務命令の上限時間の設定に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添えのとおり



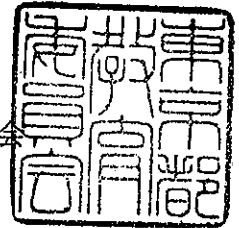


30教人勤第301号

平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第14条の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

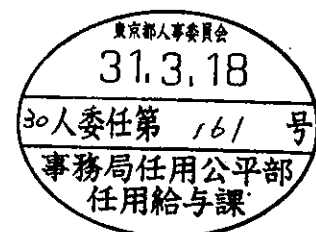
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）

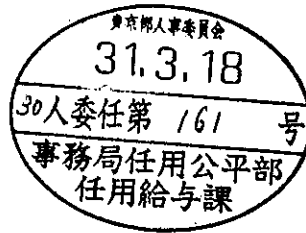
2 改正の理由

超過勤務命令の上限時間の設定に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり



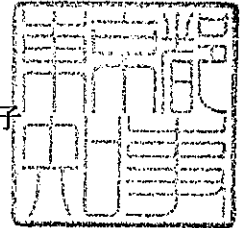


30 総人制第 846 号
平成 31 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子



非常勤職員に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、組織改正に伴い、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

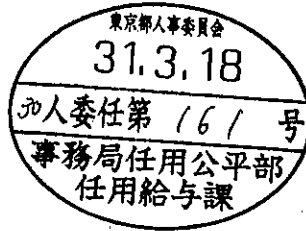
- 1 改正する規則
一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成 27 年東京都規則第 7 号）
- 2 改正の理由
組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文
別添のとおり



30 総人制第 838 号

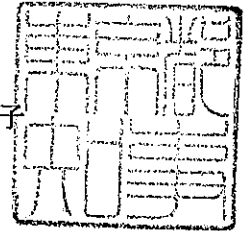
平成 31 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿



東京都知事

小池 百合子



給与関係規則及び訓令の一部改正について（協議及び申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正等に伴い、下記のとおり規則及び訓令の改正を行う必要があるため、給与条例第 23 条の規定に基づき協議をするとともに、給与条例第 9 条の 2 第 3 項において準用する同条例第 9 条第 3 項、第 11 条の 2 第 3 項、第 18 条及び第 21 条の 2 第 4 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則及び訓令

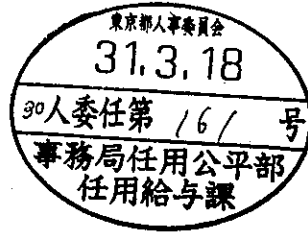
- (1) 給料の特別調整額に関する規程（昭和 32 年東京都訓令甲第 10 号）
- (2) 職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号）
- (3) 地域手当に関する規則（昭和 43 年東京都規則第 19 号）
- (4) 職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）

2 改正理由

給与条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

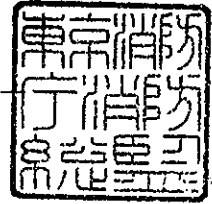


30人職第1360号
平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監

村上 研



東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正について(申請)

このことについて、東京消防庁の組織等に関する規則(昭和38年東京都規則第95号)の一部改正に伴い、下記のとおり訓令を改正する必要があるため、職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)第9条の2第3項において準用する同条例第9条第3項の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する訓令

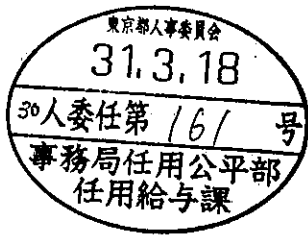
東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程(昭和32年東京消防庁訓令甲第3号)

2 改正理由

オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部を設置することから、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別紙のとおり

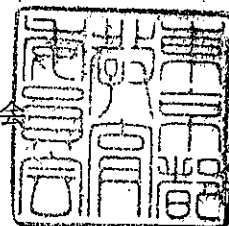


30教人勤第274号

平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



学校職員の給与に関する条例施行規則等の改正について（協議及び申請）

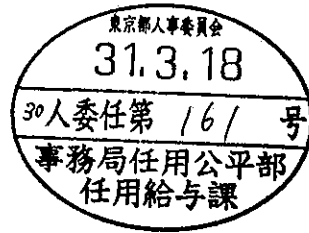
このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正等に伴い、別紙のとおり諸規定を整備する必要があるので、学校職員の給与に関する条例第25条等の規定に基づき協議及び承認方申請します。

番号	名 称	規則等 番号	根拠規定	備考
1	学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第20条及び第25条	承認申請 及び協議
2	学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条の2第2項	承認 申請
3	学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の特殊勤務手当に関する条例第7条第2項、第15条、第21条及び附則第3項	承認 申請
4	東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例第4条第2項、第15条及び附則第3項	承認 申請



30 総人制第 820 号

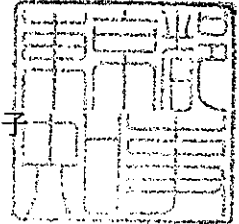
平成 31 年 3 月 14 日



東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子



東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 51 号）を改正する必要があるので、改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 12 号）第 5 条第 1 項第 2 号、第 12 条第 2 項、第 24 条第 1 項及び第 2 項、第 27 条第 1 項、第 32 条第 2 項、第 45 条並びに附則第 4 項の規定に基づき承認方申請します。

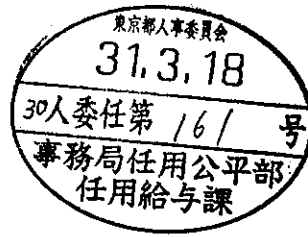
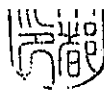
記

1 改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 51 号）

2 改正案文

別紙のとおり



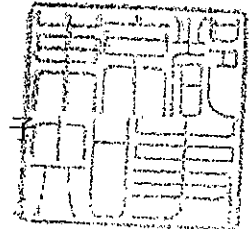
30 総人制第 822 号

平成 31 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子



警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

標記の件について、下記のとおり警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 52 号）を改正する必要があるので、改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 44 号）第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 29 条及び附則第 3 項の規定に基づき承認方申請します。

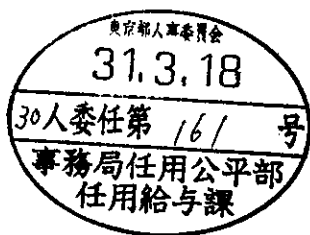
記

1 改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 52 号）

2 改正案文

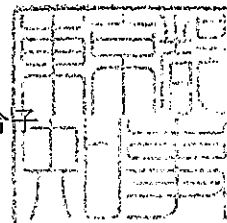
別紙のとおり



30東消人職第1355号
平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池百合子



東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について
(申請)

標記の件について、下記のとおり東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成9年東京都規則第53号)を改正する必要があるので、改正後の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例(平成9年東京都条例第47号)第21条の規定に基づき、承認方申請します。

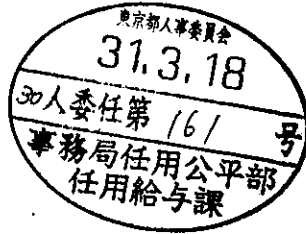
記

- 1 改正する規則
東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成9年東京都規則第53号)
- 2 改正案文
別紙のとおり

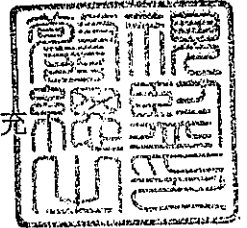


監. 警. 給. 審第1347号
平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿



警視總監
三浦正充



平成30年度の昇任試験又は昇任選考に合格した職員が昇格する場合の号給の決定について（申請）

今回の人事制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を制定したいので、改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第35条の規定に基づき申請します。

記

1 申請理由

今般の公安職給料表の級統合に伴い、公安職給料表の職務の級2級から3級への昇格時における号給の対応が、平成31年4月1日（以下「改正日」という。）から改正されることとなったが、平成30年度の巡査部長昇任試験又は巡査部長昇任選考に合格した職員（以下「平成30年度合格者」という。）の中には、当該年度を超えて、改正日の翌日以降に巡査部長に昇任する者がいる。

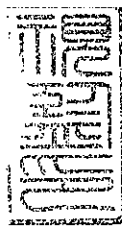
当該職員の昇格時における号給の決定は、改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則が適用されるため、平成30年度内に昇格した場合と比較して、低位の号給に決定される場合が生じることとなる。

しかしながら、巡査部長への昇任日が異なるのは、職員の能力差等に起因して生じるものではなく、昇任前の悉皆研修の受講日が前後すること等、専ら任用上の都合によるものである。

そのため、平成30年度合格者が昇格する場合の号給の決定については、巡査部長への昇任日が異なる場合であっても、制度上の均衡を図る必要がある。

2 昇格する場合の号給の決定方法

平成30年度合格者のうち、平成31年3月31日において、公安職給料表の職務の級2級を適用されていた職員が、改正日の翌日以降に1級上位の職務の級に昇格する場合の昇格時における号給は、次により決定する。



(1) 用語の定義

次のアからカまでに掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- ア 改正条例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年東京都条例第 104 号）をいう。
- イ 改正前条例 改正条例による改正前の職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）をいう。
- ウ 改正後条例 改正条例による改正後の職員の給与に関する条例をいう。
- エ 改正規則 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成 31 年東京都人事委員会規則第●号）をいう。
- オ 改正前規則 改正規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規則をいう。
- カ 改正後規則 改正規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則をいう。

(2) 号給の決定方法

巡査部長への昇任日において、改正条例及び改正規則による改正がなかったものとした場合に改正前条例及び改正前規則の昇格及び昇給に関する規定を適用して得られる号給と、同日において、改正後条例及び改正後規則の昇格及び昇給に関する規定を適用して得られる号給とを比較して、その号給に差が生じる場合は、前者の号給に決定する。

3 適用年月日

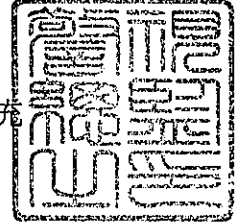
平成 31 年 4 月 1 日



監. 警. 給. 審第1346号
平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿

警視總監
三浦正 充



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正等に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第28条第2項及び第35条並びに改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

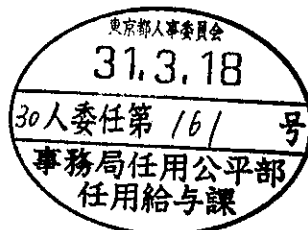
記

1 改正する事項

- (1) 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」10(4)による転職の給与決定基準の改正等について（昭和61年3月19日付60人委任第145号承認）
【別紙1】
- (2) 特別採用者及び転職者の給料月額等の決定について（昭和61年7月16日付61人委任第69号承認）【別紙2】
- (3) 級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）
【別紙3】
- (4) 昇給に関する基準（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）
【別紙4】
- (5) 勤勉手当の成績率に関する運用要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）【別紙5】

2 適用年月日等

- (1) 1(1)から(4)までについては、平成31年4月1日
- (2) 1(5)については、平成31年6月に支給する勤勉手当から適用する。

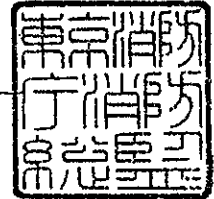




30人職第1356号
平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 村上 研



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正等に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第28条第2項及び第35条並びに改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

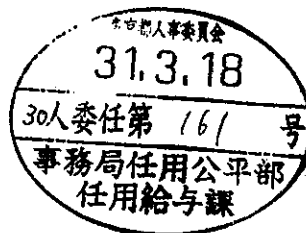
記

1 改正する事項

- (1) 消防吏員の初任給基準及び級別資格基準の特例について（昭和61年3月12日付60人委任第129号承認）（別紙1）
- (2) 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」10(4)による転職の給与決定基準の改正等について（昭和61年3月19日付60人委任第145号承認）（別紙2）
- (3) 級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）（別紙3）
- (4) 昇給に関する基準（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）（別紙4）
- (5) 東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）（別紙5）

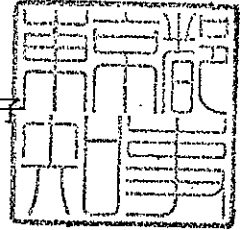
2 適用年月日等

- (1) 1、(1)から(4)までについては、平成31年4月1日
- (2) 1、(5)については、平成31年6月に支給する勤勉手当から適用する。



東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正等に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 28 条第 2 項及び第 35 条、改正後の職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号）第 12 条第 1 項第 4 号並びに改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

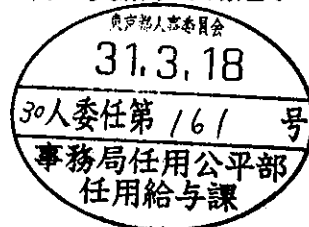
記

1 改正する事項

- (1) 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」10(4)による転職の給与決定基準の改正等について（昭和 48 年 7 月 30 日付 48 人委第 1327 号承認）【別紙 1】
- (2) 勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について（平成 6 年 9 月 21 日付 6 人委任第 102 号承認）【別紙 2】
- (3) 昇給に関する基準について（平成 18 年 3 月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）【別紙 3】
- (4) 級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について（平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号承認）【別紙 4】
- (5) 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）【別紙 5】

2 適用年月日等

- (1) 1 (1) から (4) までについては、平成 31 年 4 月 1 日
- (2) 1 (5) については、平成 31 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

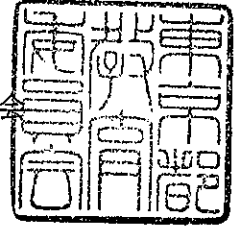




30教人勤第310号
平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



人事委員会承認事項等の規定整備について（申請・協議）

今回の人事・給与制度の改正等に伴い、下記のとおり承認・協議に係る基準等を改正することとしたいので、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第28条第2項及び第35条、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項、改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都教育委員会規則第16号）第3条の4第1項並びに管理職手当支給に関する規則（昭和33年東京都教育委員会規則第21号）別表第1の規定に基づき承認方申請し、学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和34年東京都教育委員会規則第3号）第14条第2項及び第21条の規定に基づき協議します。

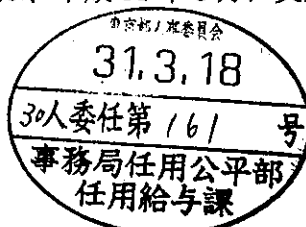
記

1 改正する基準等

- (1) 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」10(4)による転職の給与決定基準の改正等について
(昭和61年3月19日付60人委任第145号承認)【別紙1】
- (2) 昇給に関する基準について
(平成18年3月23日付17人委任第166号承認)【別紙2】
- (3) 成績率の運用に関する要綱
(平成15年3月25日付14人委任第216号承認)【別紙3】
- (4) 教育職員等の成績率の運用に関する要綱
(平成8年3月29日付7人委任第223号承認)【別紙4】
- (5) 管理職手当支給に関する規則別表第1の区分6の区分の適用を受ける校長について
(平成21年3月30日付20人委任第152号承認)【別紙5】

2 適用年月日

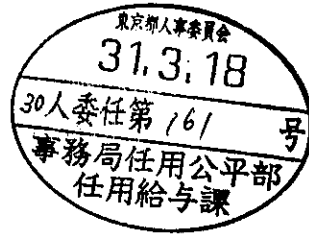
- (1) 1(1)及び(2)並びに(5)については、平成31年4月1日から適用する。
- (2) 1(3)及び(4)については、平成31年6月に支給する勤勉手当から適用する。



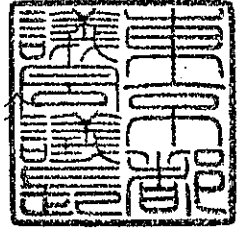


30 議 総 第 1097 号
平成 31 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿



東京都議会議長
尾崎 大



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、平成 31 年 3 月 14 日付 30 総人制第 892 号による知事の例により実施したく申請いたします。

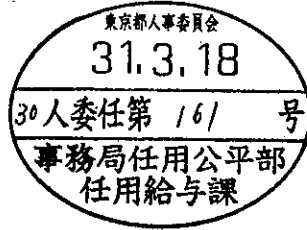
記

- 1 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」10(4)による転職の給与決定基準の改正等について（昭和 61 年 3 月 19 日付 60 人委任第 145 号承認）
- 2 昇給に関する基準について（平成 18 年 3 月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）
- 3 級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について（平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号承認）
- 4 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

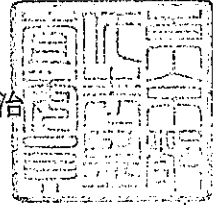


30 監 総 第 1069 号
平成 31 年 3 月 14 日

東京都人事委員会 殿



東京都代表監査委員
友 淵 宗 治



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

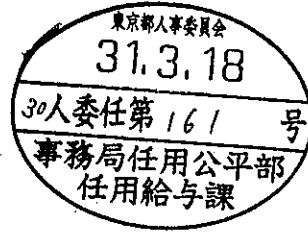
下記の事項の改正について、平成 31 年 3 月 14 日付 30 総人制第 892 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」10(4)による転職の給与決定基準の改正等について（昭和 61 年 3 月 19 日付 60 人委任第 145 号承認）
- 2 昇給に関する基準について（平成 18 年 3 月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）
- 3 級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について（平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号承認）
- 4 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）



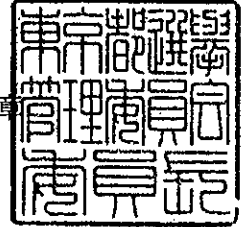
30選総第 1170 号
平成 31 年 3 月 14 日



東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会

委員長 宮崎 章



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、平成 31 年 3 月 14 日付 30 総人制第 892 号による知事の例により実施したく申請いたします。

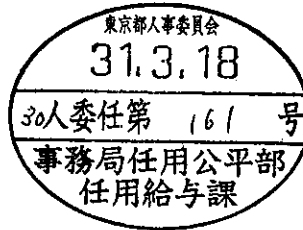
記

- 1 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」10(4)による転職の給与決定基準の改正等について（昭和 61 年 3 月 19 日付 60 人委任第 145 号承認）
- 2 昇給に関する基準について（平成 18 年 3 月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）
- 3 級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について（平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号承認）
- 4 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

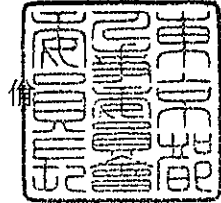


30人委総第1271号
平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿



東京都人事委員会
委員長 青山



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、平成31年3月14日付30総人制第892号による知事の例により実施したく申請いたします。

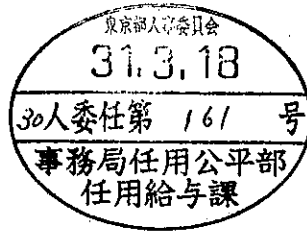
記

- 1 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」10(4)による転職の給与決定基準の改正等について（昭和61年3月19日付60人委任第145号承認）
- 2 昇給に関する基準について（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）
- 3 級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）
- 4 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

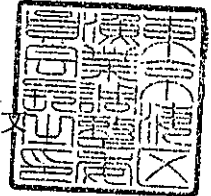


30東京漁調第128号
平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿



東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

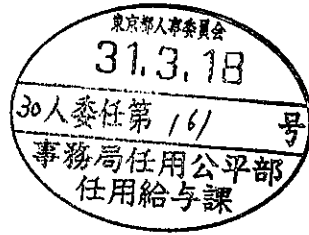
下記の事項の改正について、平成31年3月14日付30総人制第892号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」10(4)による転職の給与決定基準の改正等について（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）
- 2 昇給に関する基準について（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）
- 3 級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）
- 4 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成16年11月24日付16人委任第114号承認）

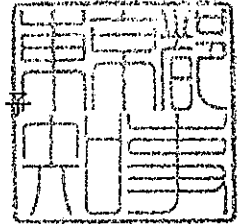


30 総人第 1910 号
平成 31 年 3 月 14 日



東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

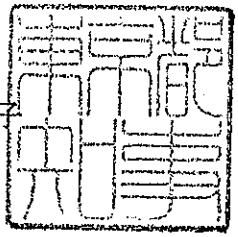
局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 23 年 3 月 24 日付 22 人委任第 131 号承認）【別紙】

2 適用年月日

平成 31 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

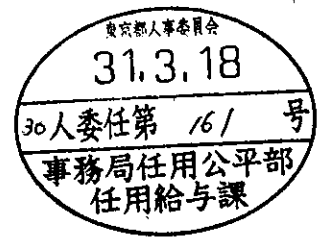
また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由
東京2020パラリンピック競技大会の開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、それらの施策の推進に当たっては、選手である職員に加え、パラリンピックの日本代表選手、強化指定選手及び強化指定選手に準ずる選手の指導を行う職員又は競技時に行動を補助する職員についても、積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日
平成31年4月1日

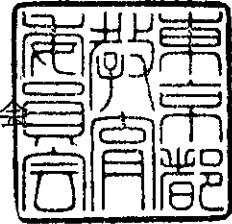




30教総総第2414号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項及び学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和31年東京都教育委員会規則第23号）第2条別表第15号の規定による承認を得たく、申請します。

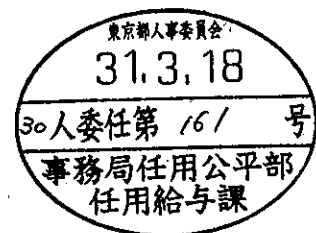
記

1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由

東京2020パラリンピック競技大会の開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、それらの施策の推進に当たっては、選手である職員に加え、パラリンピックの日本代表選手、強化指定選手及び強化指定選手に準ずる選手の指導を行う職員又は競技時に行動を補助する職員についても、積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日
平成31年4月1日





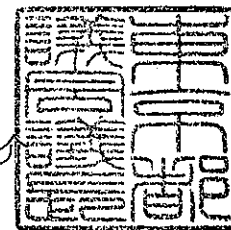
30議総第1116号

平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長

尾崎 大 介



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

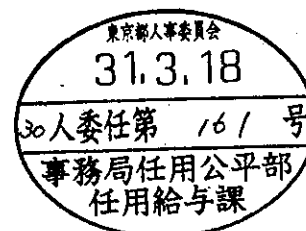
別紙のとおり

2 改正理由

東京2020パラリンピック競技大会の開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、それらの施策の推進に当たっては、選手である職員に加え、パラリンピックの日本代表選手、強化指定選手及び強化指定選手に準ずる選手の指導を行う職員又は競技時に行動を補助する職員についても、積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成31年4月1日





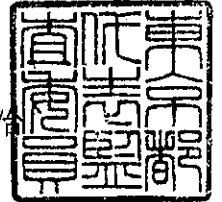
30監総第1091号

平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員

友 渕 宗 浩



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

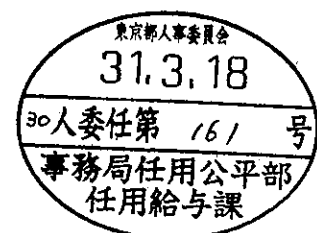
別紙のとおり

2 改正理由

東京2020パラリンピック競技大会の開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、それらの施策の推進に当たっては、選手である職員に加え、パラリンピックの日本代表選手、強化指定選手及び強化指定選手に準ずる選手の指導を行う職員又は競技時に行動を補助する職員についても、積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成31年4月1日



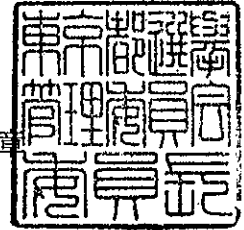


30選総第1173号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会

委員長 宮崎 章



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

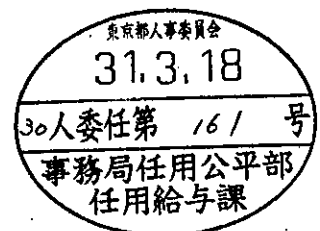
別紙のとおり

2 改正理由

東京2020パラリンピック競技大会の開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、それらの施策の推進に当たっては、選手である職員に加え、パラリンピックの日本代表選手、強化指定選手及び強化指定選手に準ずる選手の指導を行う職員又は競技時に行動を補助する職員についても、積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成31年4月1日



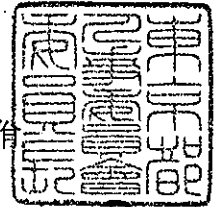


30人委総第1256号

平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 侑



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

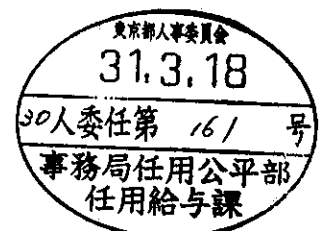
記

1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由

東京2020パラリンピック競技大会の開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、それらの施策の推進に当たっては、選手である職員に加え、パラリンピックの日本代表選手、強化指定選手及び強化指定選手に準ずる選手の指導を行う職員又は競技時に行動を補助する職員についても、積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日
平成31年4月1日



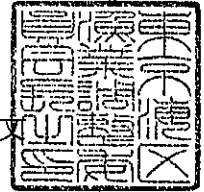


30東京漁調第118号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

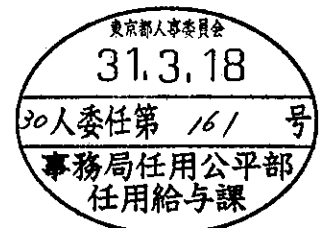
別紙のとおり

2 改正理由

東京2020パラリンピック競技大会の開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、それらの施策の推進に当たっては、選手である職員に加え、パラリンピックの日本代表選手、強化指定選手及び強化指定選手に準ずる選手の指導を行う職員又は競技時に行動を補助する職員についても、積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成31年4月1日

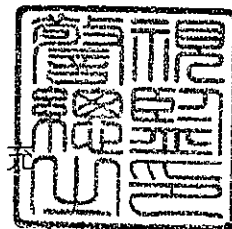


平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監

三 浦 正 充



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

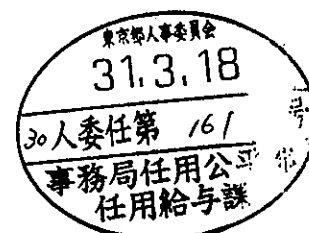
別紙のとおり

2 改正理由

東京2020パラリンピック競技大会の開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、それらの施策の推進に当たっては、選手である職員に加え、パラリンピックの日本代表選手、強化指定選手及び強化指定選手に準ずる選手の指導を行う職員又は競技時に行動を補助する職員についても、積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成31年4月1日





30人職第1326号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 村上 研



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

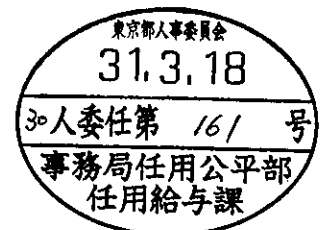
別紙のとおり

2 改正理由

東京2020パラリンピック競技大会の開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、それらの施策の推進に当たっては、選手である職員に加え、パラリンピックの日本代表選手、強化指定選手及び強化指定選手に準ずる選手の指導を行う職員又は競技時に行動を補助する職員についても、積極的な支援を行っていくことが必要であるため

3 改正年月日

平成31年4月1日





30交職第2264号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都交通局長
山手



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分

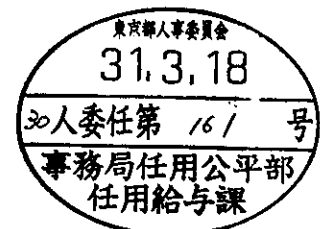
別紙のとおり

2 改正理由

東京2020パラリンピック競技大会の開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、それらの施策の推進に当たっては、選手である職員に加え、パラリンピックの日本代表選手、強化指定選手及び強化指定選手に準ずる選手の指導を行う職員又は競技時に行動を補助する職員についても、積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成31年4月1日

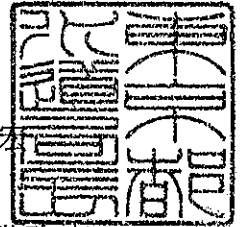




30 水職人第 1062 号
平成 31 年 3 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都水道局長
中嶋 正夫



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分

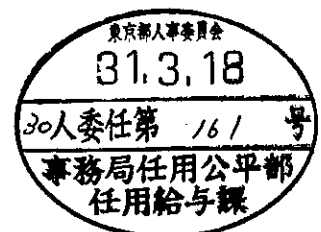
別紙のとおり

2 改正理由

東京2020パラリンピック競技大会の開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、それらの施策の推進に当たっては、選手である職員に加え、パラリンピックの日本代表選手、強化指定選手及び強化指定選手に準ずる選手の指導を行う職員又は競技時に行動を補助する職員についても、積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成31年4月1日





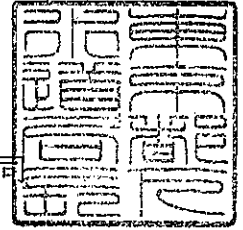
30下職人第1222号

平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都下水道局長

小山 哲



「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分

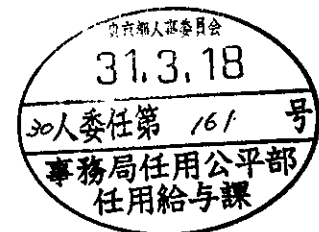
別紙のとおり

2 改正理由

東京2020パラリンピック競技大会の開催都市として、気運の醸成やトップアスリートの育成などに取り組んでいる中、それらの施策の推進に当たっては、選手である職員に加え、パラリンピックの日本代表選手、強化指定選手及び強化指定選手に準ずる選手の指導を行う職員又は競技時に行動を補助する職員についても、積極的な支援を行っていくことが必要であるため。

3 改正年月日

平成31年4月1日



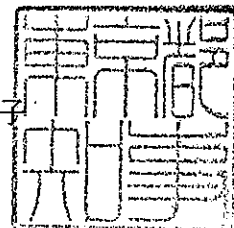


30総人人第1933号

平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子

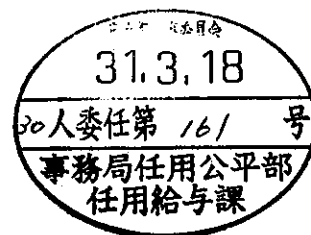


企業の採用説明会及び面接試験等への出席に係る職員の職務
専念義務の免除及び報酬の減額免除について（協議・申請）

このことについて、下記の場合においては、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、改正後の「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」（平成27年東京都規則第8号）[非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則]第15条第2項第4号に規定する「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記



1 対象職員

チャレンジ雇用として設定された職に任用される会計年度任用職員

2 申請内容

上記職員の、就職する意思がある企業等の採用説明会や面接試験等への出席に伴う必要最小限度の時間についての職務に専念する義務の免除及び報酬の減額の免除（ただし、一年度につき5回以内）

3 申請理由

チャレンジ雇用は、働く意欲と能力を有する知的障害者等の就労促進を図るため、1年以内の期間を単位として各府省や自治体において非常勤職員として任用し、そこでの業務経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度である。

会計年度任用職員制度の導入等に伴い、チャレンジ雇用の非常勤職員についても会計年度任用職員として任用することから、当該会計年度任用職員が就職活動の一環として、企業等の採用説明会や面接試験等への出席に要する時間について配慮することが適当であるため。

4 実施時期

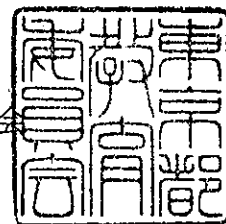
平成32年4月1日



30教総総第2409号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

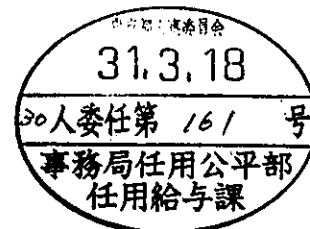


企業の採用説明会及び面接試験等への出席に係る職員の職務
専念義務の免除及び報酬の減額免除について（協議・申請）

このことについて、下記の場合においては、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記



1 対象職員

チャレンジ雇用として設定された職に任用される会計年度任用職員

2 申請内容

上記職員の、就職する意思がある企業等の採用説明会や面接試験等への出席に伴う必要最小限度の時間についての職務に専念する義務の免除及び報酬の減額の免除（ただし、一年度につき5回以内）

3 申請理由

チャレンジ雇用は、働く意欲と能力を有する知的障害者等の就労促進を図

るため、1年以内の期間を単位として各府省や自治体において非常勤職員として任用し、そこでの業務経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度である。

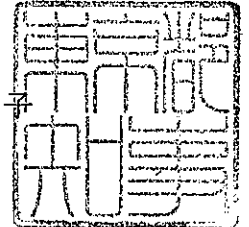
会計年度任用職員制度の導入等に伴い、チャレンジ雇用の非常勤職員についても会計年度任用職員として任用することから、当該会計年度任用職員が就職活動の一環として、企業等の採用説明会や面接試験等への出席に要する時間について配慮することが適当であるため。

4 実施時期

平成32年4月1日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子



「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の
免除について」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、改正後の「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」（平成27年東京都規則第8号）[非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則]第15条第2項第4号に掲げる「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分
別紙のとおり

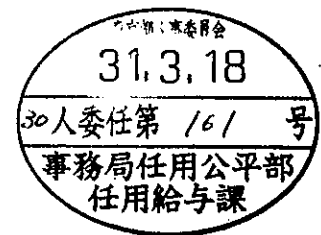
2 改正理由

会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日

平成32年4月1日

ただし、「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の改正に伴う規定整備については平成31年4月1日から適用する。

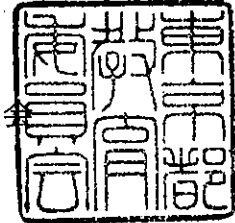




30教総総第2403号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、意見を求めます。

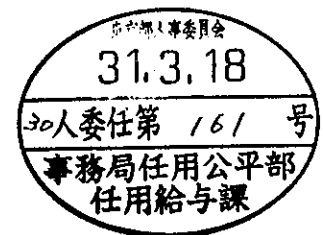
また、報酬の減額の免除について、改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に掲げる任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由
会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正年月日
平成32年4月1日
ただし、「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の改正に伴う規定整備については平成31年4月1日から適用する。

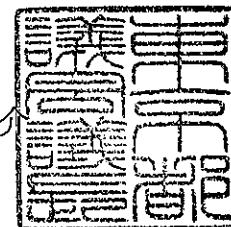




30議総第1112号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
尾崎 大 介



「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、改正後の「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」（平成27年東京都規則第8号）[非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則]第15条第2項第4号に掲げる「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

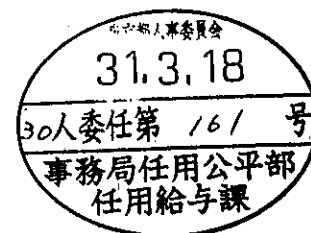
記

1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由
会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正年月日
平成32年4月1日

ただし、「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の改正に伴う規定整備については平成31年4月1日から適用する。

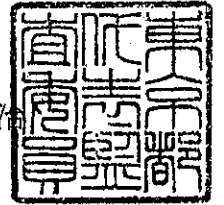




30監総第1087号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
友 淵 宗 洋



「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、改正後の「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」（平成27年東京都規則第8号）[非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則]第15条第2項第4号に掲げる「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

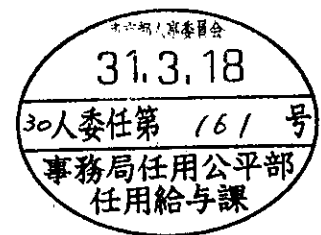
記

1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由
会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日
平成32年4月1日

ただし、「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の改正に伴う規定整備については平成31年4月1日から適用する。

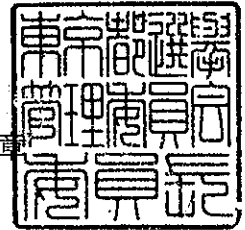




30選総第1173号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会
委員長 宮崎 章



「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、改正後の「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」（平成27年東京都規則第8号）[非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則]第15条第2項第4号に掲げる「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

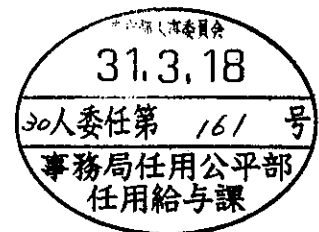
記

1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由
会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日
平成32年4月1日

ただし、「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の改正に伴う規定整備については平成31年4月1日から適用する。

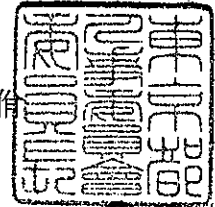




30人委総第1256号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 伸



「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、改正後の「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」（平成27年東京都規則第8号）[非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則]第15条第2項第4号に掲げる「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

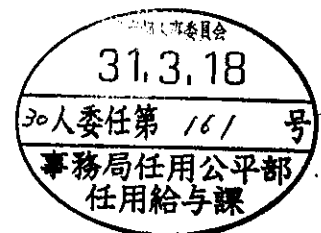
記

1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由
会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日
平成32年4月1日

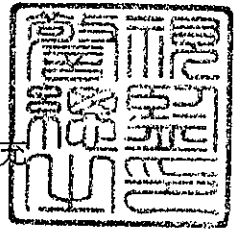
ただし、「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の改正に伴う規定整備については平成31年4月1日から適用する。



平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
三 浦 正 充



「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、改正後の「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」（平成27年東京都規則第8号）〔非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則〕第15条第2項第4号に掲げる「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

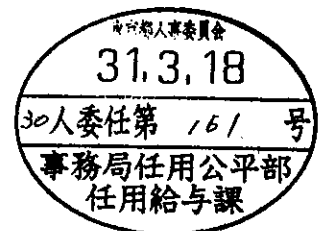
記

1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由
会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日
平成32年4月1日

ただし、「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の改正に伴う規定整備については平成31年4月1日から適用する。



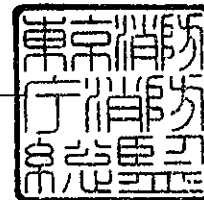


30人職第1327号

平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 村上 研一



「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の
免除について」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、改正後の「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」（平成27年東京都規則第8号）[非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則]第15条第2項第4号に掲げる「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

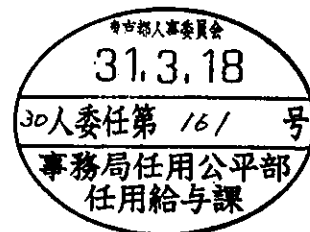
記

1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由
会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正年月日
平成32年4月1日

ただし、「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」の改正に伴う規定整備については平成31年4月1日から適用する。



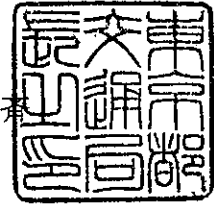


30交職第2261号

平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都交通局長
山 手 素



「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」
の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

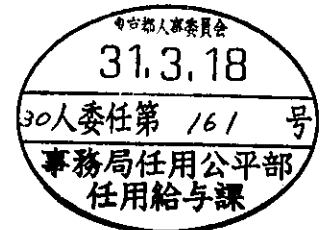
記

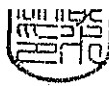
1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由
会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日
平成32年4月1日

ただし、「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について」の改正に伴う規定整備については平成31年4月1日から適用する。





30 水 職 人 第 1062 号
 平成 31 年 3 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都水道局長
 中嶋 正宏



「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」の
 一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

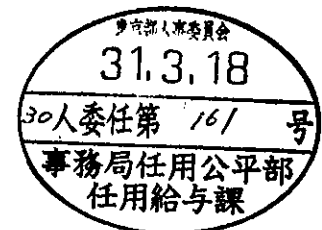
記

1 改正部分
 別紙のとおり

2 改正理由
 会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日
 平成32年4月1日

ただし、「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について」の改正に伴う規定整備については平成31年4月1日から適用する。

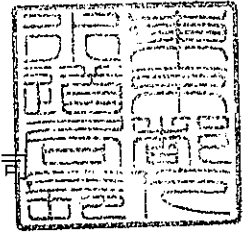




30下職人第1219号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都下水道局長
小山 哲 司



「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

1 改正部分
別紙のとおり

2 改正理由
会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正年月日
平成32年4月1日

ただし、「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について」の改正に伴う規定整備については平成31年4月1日から適用する。

